

第19回 定例総会議事録

1. 日 時

令和7年10月10日（金）午後3時15分招集

2. 場 所

市役所本庁舎8階 801会議室

3. 出席委員

13名

1番 朝来野 清      2番 大野 功二      3番 平山 孝行  
4番 齊藤 耕一      5番 秋吉 和行      6番 齊木 清範  
7番 長尾 栄作      8番 脇 文夫      9番 筒井 昌一  
10番 釘宮 修一      11番 堀 誠      12番 森崎 智徳  
13番 黒木 緑子

4. 欠席委員

1名

14番 村上 枝里

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第19回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第19回定例総会を開会いたします。  
本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。  
次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、議事録署名委員に7番長尾委員さん、13番黒木委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約730mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生い茂っていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機を3台、トラクター、草刈機を各2台、耕うん機、自走式田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約10.6haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
<p>6番齊木委員</p>	<p>譲受人は大南地区に3条取得した農地を持っていますが、その農地は一年間耕作をした形跡が見られませんでした。また、その農地を売りたいという話もありましたが、今のままでは売買はできないと伝えており、次の現地調査で確認をする予定です。譲受人はご自身で耕作するのではなく、購入した農地を他の方に貸すということをしていますので、今回取得する農地についても、きちんと耕作するかどうか気を付けなければいけないと思います。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>今回取得する農地の近くで、少し前に譲受人が3条取得した農地は、き</p>

事務局	<p>ちんと耕作していました。</p> <p>申請者が所有する農地を耕作していないということになりますと、3条許可を出すことができません。しかし、許可ができないのは、3条取得後に一作もしていない場合となるため、購入当初に一作はしたが、その後、耕作していないという状況ならば、許可をせざるを得ないということになります。</p> <p>齊木委員さんにご指摘いただいた農地に関して、過去の履歴を確認いたしますので、少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、1ページ 1番について、すべての議案終了後に審議してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、1ページ 1番の審議はすべての議案終了後に行います。</p> <p>次の、2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、吉野小学校から東へ約280mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地ではウメ、カキ、クリを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、耕うん機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.7haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、次の3ページ 1番は、関連する13ページ 第3号議案 非農地証明願 2番の審議を先に行います。報告は事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>13ページをご覧ください。今回、非農地証明願の申請者から3条許可申請が出ておりますが、申請者が所有する農地のうち1筆、耕作していない農地がありました。このままでは3条許可要件に抵触するため、非農地証明願の案件を先に審議させていただきます。</p> <p>13ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1893年頃から宅地、進入路として利用しているとのことですので。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は宅地及び進入路として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、13ページ 2番について採決します。</p> <p>13ページ 2番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、13ページ 2番は非農地決定します。</p>

	<p>戻りまして、3ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.7haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市中学校から南東へ約770mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてウメ、カキを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約35aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 3番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から北西へ約1.4km から1.6km の範囲に点在する農地であり、現地のうち2筆では背丈程度の雑草が生い茂っており、1筆では水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は近隣に転居予定の新規就農者で、申請地の1筆ではミカン、1筆では水稻、1筆ではキャベツ、ダイコン、ミカンを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有しており、トラクター、耕うん機を各1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約24a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ4番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から北東へ約1.8km の距離に位置した農地であり、現地のうち2筆は保全管理されており、他の申請地ではクリ、カキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地のうち4筆ではクリ、2筆ではウメを栽培予定です。農機具はトラクターを2台、コンバインを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約90a となります。</p>

議長	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ5ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてナスを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、管理機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約61aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は腰丈程度の雑草が生い茂っていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定で</p>

議長	<p>す。農機具はトラクター、耕うん機、田植機、コンバインを各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約4a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、三佐小学校から南へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてサツマイモ、トマト、カボス、夏ミカンを栽培予定です。農機具は鋤を2丁、耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、1ページ 1番を除く第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可とします。</p> <p>次に、7ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>7ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次門前地区、戸次本町地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約9.3haとなります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.7haとなります。</p> <p>8ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に米、小麦を栽培予定の新規設立法人かつ認定農業者で、申請地において小麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約30aとなります。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に</p>

	<p>露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定      です。なお、契約成立後の経営面積は約11.9ha となります。</p> <p>9ページ 1番です。こちらは再設定の案件です。土地の表示、申請者等      については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>10ページ 1番です。こちらは配分権になります。土地の表示、申請      者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、      戸次本町地区に位置した農地であり、現地はサツマイモが栽培されてい      ました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中      間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主にサツマイ      モ、ジャガイモを栽培する認定農業者で、申請地においてサツマイモを      栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約69a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でし      ました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、11ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告      してください。</p>
事務局	<p>11ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで      す。</p> <p>申請内容のうち1筆は2002年頃から耕作放棄により山林化及び一部市道</p>

として利用しており、もう1筆は2002年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分県警察学校から南西へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化しており、1筆は一部市道として利用されていました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1989年頃から進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は進入路として利用されていました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1984年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から北東へ約2kmから2.5kmの範囲に点在した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

12ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は2011年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原小学校から北へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

13ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1933年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から南へ約2.3kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1980年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小学校から西へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

14ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は2005年頃から耕作放棄により山林化しているとのことで

す。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から北西へ約1.9kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。15ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1971年頃から市道敷として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南へ約1.9kmの距離に位置した農地であり、現地は市道敷として利用されていました。2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1986年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、高田小学校から西へ約620mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1980年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。16ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1991年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は雑草等が密集して茂っているが、草刈管理等を行えば農地として利用することができる状態でした。そのため非農地に該当しない状況でした。

5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1991年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。各地区審議会で審議していただいたところ、16ページ 4番は非農地に該当せず、その他については非農地相当であるとの意見でした。

議長

ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、採決した13ページ 2番を除く、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、16ページ 4番は非農地に該当せず、その他については非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案について、16ページ 4番は非農地に該当しないこととし、その他は非農地決定します。</p> <p>次は、17ページからの 第4号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>17ページから19ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で4件出ています。</p> <p>20ページから22ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で13件出ています。</p> <p>23ページから26ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で27件出ています。</p> <p>最後は、27ページから31ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で15件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ、戻りまして1ページ 第3条許可申請 1番について、事務局から報告をお願いします。
事務局	齊木委員さんにご指摘いただいた譲受人が所有している大南地区の農地の履歴を確認したところ、該当の農地は、令和5年12月に3条取得していました。農地取得が約2年前になるため、現在は耕作していないが、過去に一作は耕作したという可能性があります。そのため、今回は保留とし、事実確認を行ったあと、次回の総会で改めて審議していただくのはいかがでしょうか。
6番齊木委員	筆数は3筆程度ですか。
事務局	7筆ありますが、ご指摘いただいた農地以外に、同時期に取得した大南地区の農地が2筆ございます。
議長	確認は事務局が行うのでしょうか。
事務局	はい。現地確認と作付けがあったかどうかを確認します。現地確認は委員さんも同行していただければと思います。
6番齊木委員	同行します。
事務局	ありがとうございます。齊木委員さんと日程調整をさせていただき、現地確認をいたします。
7番長尾委員	すべて水稲ですか。
事務局	当時の申請資料を確認しましたところ、水稲、キクイモ、ウメ、クリを栽培予定ということで申請を受けております。

7番長尾委員	ウメ、クリが残っていれば、耕作しているとわかると思います。
6番齊木委員	現在、周辺の方から雑草の苦情が出ています。
13番黒木委員	同時期に取得した2筆も水稲ですか。
事務局	水稲です。
議長	<p>今回のように、地区外の方が新規で農地の購入や作物を植えた場合は、その後、本当に耕作しているか確認をお願いします。事務局も現地調査の際に、過去の申請案件の現状確認を行うようにし、委員の皆さんにもご協力をいただければと思います。</p> <p>他に質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>それでは、1ページ 1番について、今回は保留とし、事実確認を行ったあと、次回の総会で改めて審議を行うということによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、1ページ 1番は保留とします。</p> <p>その他協議事項について、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>家族経営協定についてです。植田地区の家族経営協定の調印式を、11月の地区審議会後に予定しております。会長、副会長、植田地区の委員さんにご出席をお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

事務局	ありがとうございます。
議長	他に質問・意見はありませんか。  (質問・意見なし)
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第19回定例総会を閉会します。